

独立行政法人日本学術振興会旅費規程

〔平成15年10月1日
規程第20号〕

改正 平成18年 3月24日 規程第 5号
 改正 平成19年 7月 3日 規程第15号
 改正 平成21年12月11日 規程第29号
 改正 平成25年 4月 1日 規程第32号
 改正 平成27年 2月 2日 規程第 1号
 改正 平成28年 3月31日 規程第46号
 改正 平成29年 4月28日 規程第26号
 改正 平成30年 3月31日 規程第60号
 改正 平成30年11月12日 規程第80号

第1章 総則

(旅費の支給)

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の役員又は職員が業務のため旅行する場合には、この規程に定めるところにより旅費を支給する。ただし、次に掲げる場合には、個別に定めるところにより旅費を支給し、本規程は適用しない。

- (1) 産学協力研究委員会事業において旅行する研究者に旅費を支給する場合。ただし、運営費交付金を財源に行う事業は除く。
- (2) 海外研究連絡センターへ派遣される場合
- (3) その他協定、規則、覚書等で特別に旅費の支給について定めがある事業の場合

(旅行命令)

第2条 旅行は、理事長又は旅行命令権の委任に関する規程（平成15年10月1日規程第21号）により委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

第3条 旅行命令権者は、業務の円滑な遂行を図るため必要があり、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令を発することができる。

第4条 旅行命令（変更及び取消を含む。）は、別表第1に定める旅行命令伺書によって行う。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 旅行雑費は、外国への旅行に伴う雑費について、実費額により支給する。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、実際の経路及び方法によって計算する。

第7条 旅行者が同一地域（本邦にあっては市町村の存する地域（特別区の存する地域にあっては特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して30日を超える場合には、その超える日数について定額の9割に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の8割に相当する額とする。

- 2 同一地域に滞在中、一時他の地に旅行した日数は、前項の滞在日数から除算する。

（旅行日数の計算）

第8条 旅行計算上の旅行日数は、旅行命令により行われる振興会の業務に係る旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数は除く。

（旅費の支給）

第9条 旅費の支給は、原則として精算払とする。ただし、外国旅行及び特別な事由によりこれによりがたいときは、概算払することができる。

第10条 旅費の支給を請求する者（以下「請求者」という。）は、別表第2に定める旅費計算書に必要な書類を揃えて、遅滞なく会計課長に提出するものとする。

第11条 第9条ただし書きによる概算払に係る旅費は、当該旅行終了後、すみやかに精算するものとする。

- 2 会計課長は、概算払に係る旅費の精算の結果過払又は不足があった場合には、すみやかに、当該金額を返納させ又は追加して支給するものとする。

（旅費支給管理簿）

第12条 請求者は、第2条及び第27条に基づく旅費の支給に当たっては、別表第3に基づき管理するものとする。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第13条 鉄道賃の額は、その乗車に要する運賃のほか、次の各号に規定する急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

- 一 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行をする場合には、急行料金
- 二 理事長が特別車両料金を徴する客車により旅行をする場合には、特別車両料金
- 三 座席指定料金を徴する客車により旅行をする場合には、座席指定料金

2 前項第1号に規定する急行料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに限り、支給する。

(船賃)

第14条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び特別船席料金その他船室の特別の設備を利用するための料金による。

- 一 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 理事長にあつては、上級の運賃
 - ロ 理事、監事及び職員にあつては、中級の運賃
- 二 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 理事長にあつては、上級の運賃
 - ロ 理事、監事及び職員にあつては、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

四 理事長が特別船席料金その他船室の特別の設備を利用する場合には、前3号に規定する運賃のほか、当該料金（寝台料金を除く。）

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第16条 車賃の額は、バスの運賃による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりバスの運賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額とする。

(日当)

第17条 日当の額は、別に定める場合を除き別表第4の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に

より宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、別に定める場合を除き別表第4の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第19条 食卓料の額は、別表第4の定額による。

2 食卓料は、船賃もしくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃もしくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第19条の2 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、移転前の住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表第4の定額による額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号の規定に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第19条の3 着後手当の額は、別表第4の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第19条の4 赴任の際扶養親族を随伴する場合の扶養親族移転料の額は、扶養親族の移転前の住所又は居所から移転後の住所又は居所までの旅行について、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

一 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

二 12歳未満6歳以上の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

三 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴する

ときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

- 2 前項の規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。

第3章 外国旅行の旅費

(鉄道賃)

第20条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。

- 一 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員にあつては、最上級の運賃
 - ロ 職員にあつては、最上級の直近下位の級の運賃
 - 二 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
 - 三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- 2 役員が、業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃を支給する。
- 3 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、第1項に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金を支給する。

(船賃)

第21条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。

- 2 役員が業務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃を支給する。

(航空賃)

第22条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。

- 一 運賃の等級を区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃とする。ただし、次に規定する運賃にすることができる。
 - イ 理事長については、最上級の運賃
 - ロ 理事、監事及び部長相当職以上の職員については、3以上の階級に区分する場合には最上級の直近下位の級の運賃、2階級に区分する場合には最上級の運賃

ハ 課長相当職については、飛行時間が片道8時間を超える旅行をする場合には、
ロに準じた運賃

二 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
2 理事長が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前項に規定す
る運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃を支給する。

(車賃)

第23条 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第24条 日当、宿泊料及び食卓料の額は、旅行先の区分に応じた別表第5の定額によ
る。

2 第17条第2項、第18条第2項及び第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の
日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(移転料)

第24条の2 赴任の際扶養親族(赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下
本条において同じ。)を移転前の住所又は居所から勤務地まで随伴する場合の移転料の
額は、移転前の住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表第5の定額(以下本
条において「定額」という。)による。ただし、次の各号に該当する場合においては、
当該各号に規定する額による。

一 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人をこえる者ごとにその1
00分の15に相当する額を加算した額

二 移転に伴う家財の輸送の通常経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多
額の運賃を要する場合として理事長が定める場合には、その運賃の額を参酌して、
定額(前号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号に
おいて同じ。)に、水路が含まれる場合にあつては定額の100分の45に相当する
額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては定額の100分の35に相当する額の
範囲内においてそれぞれ理事長が定める額に相当する額を加算した額

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項(同項第1号の規定に係
る部分を除く。)に規定する額の2分の1に相当する額による。

(着後手当)

第24条の3 着後手当の額は、勤務地の存する地域の区分に応じた別表第5の日当定
額の10日分及び宿泊料定額の10夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第24条の4 赴任の際理事長の許可を受け、扶養親族を移転前の住所又は居所から勤
務地まで随伴するときは、扶養親族移転料を支給する。

2 前項の扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、
その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

一 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車

賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

二 12歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

三 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

3 第19条の4第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(旅行雑費)

第25条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、旅客サービス施設使用料及び入出国税の実費額による。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第26条 理事長は、必要と認める場合には、旅費を調整できるものとする。

(日本学術振興会評議員等の取扱い)

第27条 振興会評議員、学術顧問、学術システム研究センターの所長・副所長・研究員、学術情報分析センターの所長・副所長・分析研究員、世界トップレベル拠点形成推進センターのセンター長、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センターのセンター長・副センター長・研究員、理事長の委嘱に係る各種委員会の委員及びその他振興会の業務のために理事長又は旅行命令権者の依頼に応じて旅行する者は、次の各号に掲げるところにより振興会の役員又は職員とみなして、この規程を適用する。この場合において、「旅行命令」とあるのは「旅行依頼」と、「旅行命令伺書」とあるのは「旅行依頼伺書」と読み替えるものとする。

一 振興会評議員、学術顧問、国際生物学賞受賞者（随行者1人を含む。）及びノーベル賞受賞者にあつては、理事長

二 学術システム研究センターの所長・副所長、学術情報分析センターの所長、世界トップレベル拠点形成推進センターのセンター長及び人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センターのセンター長にあつては、理事

三 前2号以外の者にあつては、原則として別に定める区分に応じた、職員

(研究者に支給する旅費の取扱い)

第28条 振興会の国際交流事業により承認された研究者に旅費を支給するときは、別に定める場合を除き、この規程を準用し旅費を計算するものとする。

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、振興会の旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び関係附属法令の定めるところに準じ、理事長がこれを定める。

附 則（平成15年10月1日規程第20号）
この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規程第5号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月3日規程第15号）
この規程は、平成19年7月3日から施行する。

附 則（平成21年12月11日規程第29号）
この規程は、平成21年12月11日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第32号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月2日規程第1号）
この規程は、平成27年2月2日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日規程第46号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月28日規程第26号）
この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日規程第60号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月12日規程第80号）
この規程は、平成30年11月15日から施行する。

別表第1

起案番号第		号		旅 行 命 令 伺			版数:
理 事 長	理 事	総務部長	総務課長	総務係長	取扱者	決 裁 年 月 日	
		起案部長	起案課長	係 長	起 案 者	起 案 年 月 日	
		旅行者所属部長	旅行者所属課長	起 案 部 課			
下記のとおり してよろしいか伺います。 所 属 課 名 役職名（又は官職） 氏名							
用 務	概 算 払			精 算 払			
	年 月 日	金 額		年 月 日	金 額		
出発地	円			年 月 日	円		
用務先	円			年 月 日	円		
自平成 年 月 日 旅行期間(日間) 至平成 年 月 日		旅費の出途 財源: 目的: 所管: プロジェクト:				会計課長 の認印	
備 考							

別表第2

旅 費 計 算 書																									版数:
日本学術振興会会計課長		殿	旅行者		所属部課(又は所属団体)					役職(又は官職)					氏 名					起案課長印					
概算額(円)					精算額(円)					追給額(円)					返納額(円)										
年 月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃					船 賃					航空費	車 賃		日 当			宿泊料		滞在費		
					路程	運賃	急行 料金	その他	計	路程	運賃	寝台 料金	その他	計		路程	実費	日数	地域 区分	定額	夜数	地域 区分	定額	日数	定額
					km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	円	km	円	日		円	夜		円	日	円
合計																									
旅行雑費					円					食卓料					円										
備考																									

別表第4 内国旅行の旅費

一 日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
役 員	3,000 円	14,000 円	3,000 円
職 員	2,000 円	11,000 円	2,000 円

二 移転料

区 分	鉄道 50 km未満	鉄道 50 km以上 100 km未満	鉄道 100 km以上 300 km未満	鉄道 300 km以上 500 km未満
理事長	153,000 円	177,000 円	218,000 円	269,000 円
理事、監事及び 8 等級以上の職員	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円
7 等級以下 5 等級 以上の職員	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円
4 等級以下の職員	93,000 円	107,000 円	132,000 円	163,000 円

鉄道 500 km以上 1,000 km未満	鉄道 1,000 km以上 1,500 km未満	鉄道 1,500 km以上 2,000 km未満	鉄道 2,000 km以上
356,000 円	375,000 円	401,000 円	465,000 円
292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円
216,000 円	227,000 円	243,000 円	282,000 円

三 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第5 外国旅行の旅費

一 日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日 当（1日につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
理事長	8,000円	7,000円	5,500円	5,000円
理事及び監事	8,000円	7,000円	5,500円	5,000円
8等級以上の職員	7,000円	6,000円	5,000円	4,000円
7等級以下の職員	6,000円	5,000円	4,000円	3,500円

区 分	宿泊料（1夜につき）				食卓料 （1夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
理事長	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	6,000円
理事及び監事	24,100円	20,200円	16,200円	14,500円	6,000円
8等級以上の職員	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,000円
7等級以下の職員	20,000円	17,000円	14,000円	12,000円	6,000円

備考

- 一 日当・宿泊料における指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方は、理事長がこれを定める。
- 二 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く）の場合における日当の額は、丙地方につき定める額とする。

二 移転料

区 分	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道
	100 km未満	100 km以上 500 km未満	500 km以上 1,000 km未満	1,000 km以上 1,500 km未満
理事長	175,000円	233,000円	331,000円	416,000円
理事、監事及び 8等級以上の職員	141,000円	188,000円	269,000円	338,000円
7等級以下5等級 以上の職員	116,000円	154,000円	220,000円	276,000円
4等級以下の職員	95,000円	126,000円	180,000円	226,000円

鉄道 1,500 km以上 2,000 km未満	鉄道 2,000 km以上 5,000 km未満	鉄道 5,000 km以上 10,000 km未満	鉄道 10,000 km以上 15,000 km未満	鉄道 15,000 km以上 20,000 km未満	鉄道 20,000 km 以上
525,000 円	644,000 円	711,000 円	775,000 円	840,000 円	906,000 円
425,000 円	521,000 円	575,000 円	628,000 円	680,000 円	734,000 円
348,000 円	428,000 円	471,000 円	514,000 円	556,000 円	601,000 円
285,000 円	350,000 円	386,000 円	421,000 円	456,000 円	493,000 円

備考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

(参考) 地方区分表

指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方は、次に掲げる地域とする。

指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジヤン
甲地方	<p>(アジア州)</p> <p>アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、トルコ共和国、パレスチナ、バーレーン王国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国</p> <p>(ヨーロッパ州)</p> <p>アイスランド共和国、アイルランド共和国、アンドラ公国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フィンランド共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ジブラルタル<イギリス>、スバルバル諸島・ヤンマイエン島<ノルウェー>、チャネル諸島<イギリス>、フェロー諸島<デンマーク>、マン島<イギリス></p> <p>(北アメリカ州)</p> <p>アメリカ合衆国（米国）、カナダ、グアム<アメリカ>、グリーンランド<デンマーク>、サンピエール島・ミクロン島<フランス>、バミューダ諸島<イギリス></p>
乙地方	<p>(アジア州)</p> <p>インドネシア共和国、カンボジア王国、カシミール、タイ王国、大韓民国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、ラオス人民民主共和国、東ティモール民主共和国、香港（香港特別行政区）</p> <p>(大洋州)</p> <p>オーストラリア連邦、キリバス共和国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー共和国、ニュージーランド、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ウェーク島<アメリカ>、北マリアナ諸島<ア</p>

乙 地 方	<p>メ リ カ >、ク ク ク 諸 島<ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド>、ク リ ス マ ス 島<オ ー ス ト ラ リ ア >、コ コ ス 諸 島<オ ー ス ト ラ リ ア>、ジ ョ ン ス ト ン 島<ア メ リ カ>、ト ケ ラ ウ 諸 島<ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド>、ニ ウ エ<ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド>、ニ ュ ー カ レ ド ニ ア< フ ラ ン ス>、ノ ー フ ォ ー ク 島<オ ー ス ト ラ リ ア>、ピ ト ケ ア ン 島<イ ギ リ ス >、フ ラ ン ス 領 ポ リ ネ シ ア<フ ラ ン ス>、米 領 サ モ ア<ア メ リ カ>、ミ ッ ド ウ ェ ー 諸 島<ア メ リ カ>、ワ リ ス ・ フ テ ユ ナ 諸 島<フ ラ ン ス></p> <p>(ヨ ー ロ ッ パ 州)</p> <p>ア ル バ ニ ア 共 和 国、エ ス ト ニ ア 共 和 国、ク ロ ア チ ア 共 和 国、コ ソ ボ 共 和 国、 ス ロ バ キ ア 共 和 国、ス ロ ベ ニ ア 共 和 国、セ ル ビ ア 共 和 国、モ ン テ ネ グ ロ、チ ェ コ 共 和 国、ハ ン ガ リ ー 共 和 国、ブ ル ガ リ ア 共 和 国、ボ ス ニ ア ・ ヘ ル ツ ェ ゴ ビ ナ、ポ ー ラ ン ド 共 和 国、マ ケ ド ニ ア 旧 ユ ー ゴ ス ラ ビ ア 共 和 国、ラ ト ビ ア 共 和 国、リ ト ア ニ ア 共 和 国、ル ー マ ニ ア、ア ゼ ル バ イ ジ ャ ン 共 和 国、ア ル メ ニ ア 共 和 国、ウ ク ラ イ ナ、ウ ズ ベ キ ス タ ン 共 和 国、カ ザ フ ス タ ン 共 和 国、キ ル ギ ス 共 和 国、ジ ョ ー ジ ア、タ ジ キ ス タ ン 共 和 国、ト ル ク メ ニ ス タ ン、ベ ラ ル ー シ 共 和 国、モ ル ド バ 共 和 国、ロ シ ア 連 邦</p>
丙 地 方	<p>(ア ジ ア 州)</p> <p>イ ン ド、北 朝 鮮 (朝 鮮 民 主 主 義 人 民 共 和 国)、ス リ ラ ン カ 民 主 社 会 主 義 共 和 国、台 湾、中 華 人 民 共 和 国、ネ パ ー ル 連 邦 民 主 共 和 国、パ キ ス タ ン ・ イ ス ラ ム 共 和 国、バ ン グ ラ デ シ ュ 人 民 共 和 国、ブ ー タ ン 王 国、マ カ オ (マ カ オ 特 別 行 政 区)、モ ル デ ィ ブ 共 和 国、モ ン ゴ ル 国</p> <p>(ア フ リ カ 州)</p> <p>ア ル ジ ェ リ ア 民 主 人 民 共 和 国、ア ン ゴ ラ 共 和 国、ウ ガ ン ダ 共 和 国、エ ジ プ ト ・ ア ラ ブ 共 和 国、エ チ オ ピ ア 連 邦 民 主 共 和 国、エ リ ト リ ア 国、ガ ー ナ 共 和 国、カ ー ボ ヴ ェ ル デ 共 和 国、ガ ボ ン 共 和 国、カ メ ル ー ン 共 和 国、ガ ン ビ ア 共 和 国、ギ ニ ア 共 和 国、ギ ニ ア ビ サ ウ 共 和 国、ケ ニ ア 共 和 国、コ ー ト ジ ボ ワ ー ル 共 和 国、コ モ ロ 連 合、コ ン ゴ 共 和 国、コ ン ゴ 民 主 共 和 国、サ ン ト メ ・ プ リ ン シ ペ 民 主 共 和 国、ザ ン ビ ア 共 和 国、シ エ ラ レ オ ネ 共 和 国、ジ ブ チ 共 和 国、 ジ ン バ ブ エ 共 和 国、ス ー ダ ン 共 和 国、ス ワ ジ ラ ン ド 王 国、セ ー シ ェ ル 共 和 国、 赤 道 ギ ニ ア 共 和 国、セ ネ ガ ル 共 和 国、ソ マ リ ア 連 邦 共 和 国、タ ン ザ ニ ア 連 合 共 和 国、チ ャ ド 共 和 国、中 央 ア フ リ カ 共 和 国、チ ュ ニ ジ ア 共 和 国、ト ー ゴ 共 和 国、ナ イ ジ ェ リ ア 連 邦 共 和 国、ナ ミ ビ ア 共 和 国、ニ ジ ェ ール 共 和 国、 ブ ル キ ナ フ ァ ソ、ブ ル ン ジ 共 和 国、ベ ナ ン 共 和 国、ボ ツ ワ ナ 共 和 国、マ ダ ガ ス カ ル 共 和 国、マ ラ ウ イ 共 和 国、マ リ 共 和 国、南 ア フ リ カ 共 和 国、南 ス ー ダ ン 共 和 国、モ ザ ン ビ ー ク 共 和 国、モ ー リ シ ャ ス 共 和 国、モ ー リ タ ニ ア ・ イ ス ラ ム 共 和 国、モ ロ ッ コ 王 国、リ ビ ア、リ ベ リ ア 共 和 国、ル ワ ン ダ 共 和 国、レ</p>